

共同企業体取扱要領

(平成 19 年 11 月 21 日 要領第 6 号)

改正 平成 31 年 4 月 18 日 2019 年度 財調企第 1002 号 (7)

改正 2026 年 3 月 31 日 財調管第 2188 号 (イ)

(目的)

第 1 条 この要領は、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が、調達事務細則（以下「細則」という。）第 11 条に定める競争契約の条件設定を行う場合において、共同企業体の結成を設定するときの取扱いを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「有資格者」とは、細則第 8 条の規定に基づく有資格者をいう。
- (2) 「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等、工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成し、当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。
- (3) 「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者（中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 5 条第 1 項に規定する中小企業者である建設業者をいう。）が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

(適用対象)

第 3 条 特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事の種類及び予算額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般土木工事、建築工事及び空港舗装工事は、7 億円以上とする。
- (2) その他工事は、5 億円以上とする。

(構成員の数)

第 4 条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として、2 社又は 3 社とする。

2 経常建設共同企業体の構成員の数は、原則として、2 又は 3 社とする。

(構成員の組合せ)

第 5 条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として、同一等級に属する者に限るものとする。ただし、調達規程（平成 18 年 3 月 8 日規程第 22 号。以下「規程」という。）第 4 条に規定する契約責任者（以下「契

約責任者」という。)が特に認めた場合は、下位等級に属する者を代表者以外の構成員に加えることができる。

2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する要件を満たす中小企業者の組合せであること。
- (2) 同一の等級又は直近の等級に格付けされる者もしくはこれと同等と認められる者の組合せであること。

（構成員の技術的要件）

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体が請け負おうとする会社の工事（以下この項において「当該工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の施工実績があり、かつ、当該工事と同等な工事（当該工事と同一の工事種別で施工規模が当該工事のおおむね2分の1以上までをいう。以下同じ。）の施工実績を有する者であること。

2 特定建設工事共同体の構成員のいずれかは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。この場合において、当該監理技術者又は主任技術者には、原則として、当該工事と同等な工事に監理技術者又は主任技術者として従事した経験を求めるものとする。

（経常建設共同企業体の要件）

第7条 経常建設共同企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 経常建設共同企業体が請け負おうとする会社の工事（以下この項において「当該工事」という。）と同種又は類似の工事について、元請としての施工実績を有する者であること。ただし、元請としての施工実績がない者であっても、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合は、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。

- (2) 当該工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- (3) 当該工事の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令273号）第27条第1項に規定する金額以上である場合においては、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

（出資比率等）

第8条 特定建設工事共同企業体の出資比率等は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 甲型共同企業体（特定建設工事共同企業体協定書（甲）を使用する共同企業体をいう。以下同じ。）の場合は、すべての構成員のそれぞれの出資比率が均等割の10分の6以上であること。
- (2) 乙型共同企業体（特定建設工事共同企業体協定書（乙）を使用する共同企業体をいう。以下同じ。）の場合は、分担工事額の割合によること。

2 経常建設共同企業体の出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上であるものとする。

（構成員の責任）

第9条 特定建設工事共同企業体の各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとし、工事の完成を保証するものとする。

2 特定建設工事共同企業体の代表者を相手方として工事の契約をする場合の履行に関する保証は、規程第11条に規定するところによるものとする。

（代表者）

第10条 特定建設工事共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

（特定建設工事共同企業体の資格審査）

第11条 契約責任者は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び調達事務要領第17条に定める事項を公告するほか、次の各号に掲げる事項も公告し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要

件等、出資比率要件及び代表者要件

(2) 認定資格の有効期間

(3) その他必要と認める事項

2 契約責任者は、前項の申請を受けた特定建設工事共同企業体について、調達部長に資格審査を行わせ、適格なものを競争参加資格者として認定させるものとする。この認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

(構成員の一部に生じた事案への対応)

第12条 競争契約の手続き期間中に、特定建設工事共同企業体の構成員の一部に次の各号の一に該当する事案が発生した場合であって当該共同企業体の残余の構成員により施工が可能なときには、それらをもって手続きを継続するものとし、原則として新たな構成員の補充を認めないものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員の一部が会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき。ただし、当該申立てがなされた者が会社の定める競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の一部が別に定める「競争参加資格者取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置を受けたとき。

2 前項の場合において、残余の構成員が有資格者である場合に限り、当該共同企業体を解散して単体で再申請を行うことを認めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、契約責任者がやむを得ないと認める場合にあつては、特定建設工事共同企業体の構成員を補充し補充後の構成員による特定建設工事共同企業体を結成し、再申請を認めることができる。

(標準協定書)

第13条 標準協定書は、別紙のとおりとする。

(工事以外の契約への準用)

第14条 契約責任者は、工事以外の契約であつて共同企業体を結成して行うことが必要かつ適切と認めるときは、この要領を準用することができる。

附則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。

附則（平成31年4月18日 2019年度 財調企第1002号）(ア)

この要領は、2019年5月1日から施行する。

附則（2026年3月 日 財調管第2188号）(イ)

この要領は、2026年4月1日から施行する。

別紙 1 特定建設工事共同企業体標準協定書（甲）（ア）

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第 1 条 当該共同企業体は、次の事業を共同連携して営むことを目的として他の事業は一切営まない。

- （1）成田国際空港株式会社の発注に係る（件名）（設計変更等による工事を含む。以下「工事」という。）の請負
- （2）前号に付帯する事業

（称号）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社（件名）共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当共同企業体は、市町番地〇〇〇〇株式会社に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当共同企業体は、年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後〇ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

（注）〇の部分には、例えば 3 と記入する。

2 工事を請負うことができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の名称）

第 5 条 当共同企業体は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社をもってその構成員とする。

（代表者の名称）

第 6 条 当共同企業体は、〇〇〇〇株式会社をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当共同企業体の代表者は、工事の施工に関し、当共同企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払代金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社 %

〇〇〇〇株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して定めた額をもって、前項の割合に参入する。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事の完成にあたるものとする。

(各構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が、欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当共同企業体が工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員中工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合

においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員中脱退したものがあるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には、利益の配当は行わない。

(構成員中工事途中において破産又は解散した場合の処置)

第17条 構成員中いずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事につきかし担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社は、上記のとおり〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社 (件名) 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表者 住 所
会社名
代表者 ⑩

構成員 住 所
会社名
代表者 ⑩

別紙 2 特定建設工事共同企業体標準協定書（乙）（ア）

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的として他の事業は一切営まない。

- （1）成田国際空港株式会社の発注に係る（件名） 工事（設計変更等による工事を含む。以下「工事」という。）の請負
- （2）前号に付帯する事業

（称号）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社（件名）共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当共同企業体は、市 町 番地〇〇〇〇株式会社内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当共同企業体は、年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後〇ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

（注）〇の部分には、例えば 3 と記入する。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の名称）

第 5 条 当共同企業体は、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社をもってその構成員とする。

（代表者の名称）

第 6 条 当共同企業体は、〇〇〇〇株式会社をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当共同企業体の代表者は、工事の施工に関し、当共同企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払代金を含む。以下同じ。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担(図面)は、次の通りとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇株式会社 ○ ○ 工事

〇〇株式会社 ○ ○ 工事

2 前項に規定する分担工事の価格については、別に定める。

(運営委員会)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、工事の完成にあたるものとする。

(各構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表により第8条に規定するそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯してその責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、第8条に規定する分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額等の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員が分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について、構成員が損害を負担しがたいとき、又はその責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定するところに従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同企業体が工事を完成する日までは、脱退することはできない。

(構成員中工事途中において破産又は解散した場合の処置)

第17条 構成員中いずれかが工事途中において破産、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該作業につきかし担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社は、上記のとおり〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇株式会社 (件名) 工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表者 住 所
会社名
代表者 ⑩

構成員 住 所
会社名
代表者 ⑩

別紙 3 (1) ○○経常建設工事共同企業体標準協定書 (甲)

経常建設工事共同企業体協定書 (甲)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、建設事業を共同連携して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、○○経常建設共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後○箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金 (前払金及び部分払代金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるもの

とする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行として、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員

の出資の割合は、脱退 構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行なうものとする。ただし、決算の結果欠損 金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき 金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(構成員中工事途中において破産又は解散した場合の処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の交代手続)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を

締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社					
代表取締役	○	○	○	○	印
〇〇建設株式会社					
代表取締役	○	○	○	○	印

別紙 3 (2) ○○経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

○○発注に係る下記工事については、○○経常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当核工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 ○○○○○○工事
- 2 出資の割合 ○○建設株式会社 ○○%
○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

○○経常建設共同企業

代表者 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○Ⓜ
○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○Ⓜ

別紙 4 (1) ○○經常建設工事共同企業体協定書 (乙) (ア)

○○經常建設工事共同企業体協定書 (乙)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、○○經常建設共同企業体 (以下「企業体」) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 1 年とする。ただし、1 年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後○箇月を経過するまで の間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額等の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該作業につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

別紙 4 (2) ○○経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

○○発注に係る下記工事については、○○経常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

1 工事名称 ○○○○○工事

2 分担工事額（消費税分を含む）

○○建築工事 ○○建設株式会社 ○○円

○○土木工事 ○○建設株式会社 ○○円

○○建設株式会社外○社は、工事の負担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

○○経常建設共同企業体

代表者 ○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○④

○○建設株式会社 代表取締役 ○○○○④

別紙 5 (ア)

特定建設工事共同企業体（乙）第 8 条第 2 項の規定に基づく協定書

成田国際空港株式会社の発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体協定書第 8 条第 2 項の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税を含む。）

〇〇建設工事	〇〇建設株式会社	〇〇円
〇〇土木工事	〇〇建設株式会社	〇〇円

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担作業価格を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
会社名
代表者 ⑩

構成員 住 所
会社名
代表者 ⑩